

『法という

考え方』と政治

2012年以降の日本社会を見る視点

2014年7月1日、第2次安倍内閣は、憲法9条違反であることが確立した政府解釈となっていた集団的自衛権の行使について、憲法9条改正の必要性に言及することなく、これを可能とする旨の新たな政府見解を閣議決定しました。

2020年1月31日、同内閣は、検察庁法22条の下で検察官には国家公務員法の定年延長規定は適用されないとする確立した政府解釈を変更して、東京高検検事長の勤務延長を閣議決定しました。

2022年12月16日、岸田内閣は、憲法9条に特に言及することなく、敵基地攻撃能力（「反撃能力」）の保有及び行使を認める旨の国家安全保障戦略を含む安保関連3文書を閣議決定しました。

上記のような内閣の閣議決定は、本来憲法改正ないし法改正を必要とする事象について、それらの手続を経ることなく行われた点で、法の支配・三権分立・立憲主義などの憲法の基本原理を根底から覆すものです。

三権分立の担い手の一つである「行政権」を司る内閣が、本来は法律の改正を必要とする国家の重要政策を政府解釈の変更のみにより変更することが、国家権力の濫用を防止する三権分立原理にどのような影響を及ぼすのか。内閣が、本来は憲法改正を必要とする国家の根本方針を憲法改正手続に全く触れずに改変することが、憲法改正手続を定めた憲法96条の法意にどのような亀裂を走らせるのか。その意味と射程は、決して小さいものではないはずです。

今回の市民講座では、2012年以降の日本の政権が繰り返し示してきた憲法および法律の上記のような扱い方について、その最大の問題点は何処にあるのか、その波紋は、日本社会の在り方そのものにまで及んでいるのではないかを、「法という考え方」の本来あるべき姿を明らかにしながら、お話ししていただきます。

講師

蟻川 恒正 氏

憲法学者・日本大学法科大学院教授



2024

日時

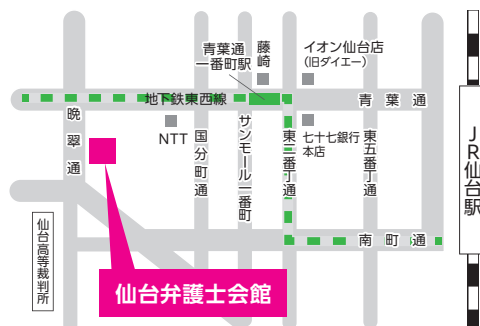
8.24 ^{sat} 午後2時30分～4時30分

場所

仙台弁護士会館4階
(仙台市青葉区一番町2丁目9-18)

予約不要

入場無料



Zoomによるオンライン併用

オンライン参加の方は下記URLからご参加ください。
URLは当日、仙台弁護士会のホームページでもご案内します。

URL <https://us06web.zoom.us/j/84526095736>

なるべく開演時刻までに、上記URLか、QRコードからご視聴を開始ください。上記URLは、仙台弁護士会のホームページ (<https://senben.org/>) にも掲載しますので、そこからクリックして頂けます。



主催：仙台弁護士会
共催：日本弁護士連合会
東北弁護士会連合会(予定)

お問い合わせ / 仙台弁護士会
仙台市青葉区一番町2丁目9番18号
Tel.022-223-1001